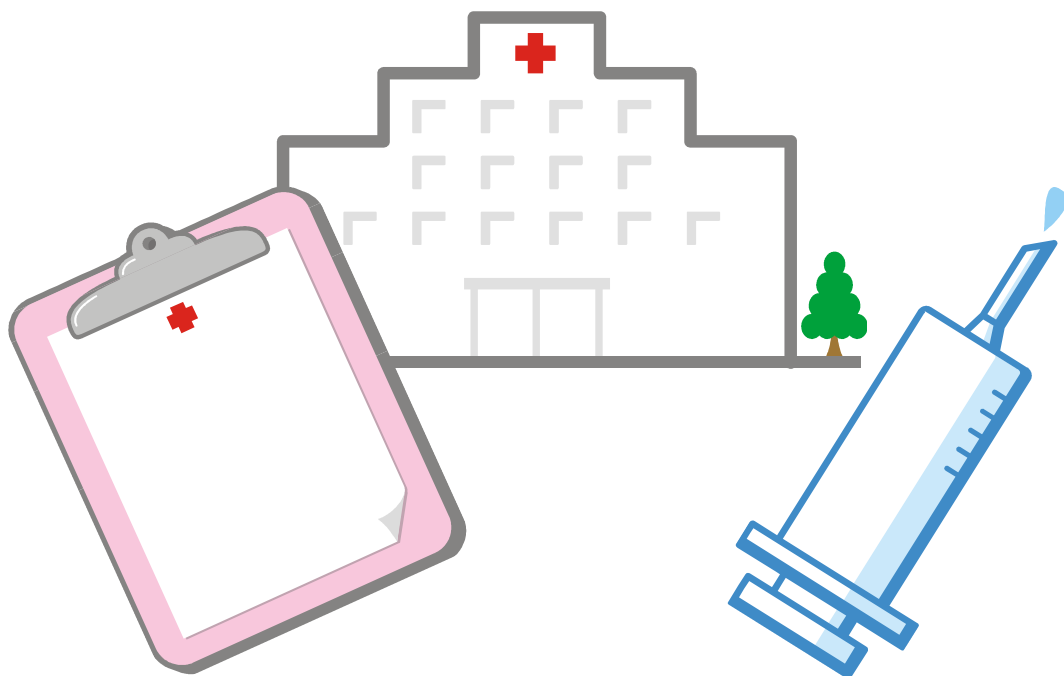


公害診療報酬明細書の記載について



< 問い合わせ先 >

〒160 - 0022

東京都新宿区新宿五丁目18番21号

新宿区健康部健康政策課公害保健係

新宿区役所第二分庁舎 分館

☎03 - 5273 - 3048 (直通)

1 医療費の請求にあたって

公害医療手帳を持っている人は、次の疾病のいずれかの認定を受けています。

イ 慢性気管支炎	ロ 気管支ぜん息	ハ ぜん息性気管支炎	ニ 肺気しゅ
----------	----------	------------	--------

上記疾病の内、患者の公害医療手帳に記載のある疾病（以下、「認定疾病」という）の治療にかかる医療費については、公害医療手帳を発行している新宿区が医療機関あてに直接支払いを行います。

なお、健康保険法第63条第3項第1号に規定する「保険医療機関及び保険薬局」、国民健康保険法第36条第4項に規定する「療養取扱機関」及び生活保護法第50条第1項に規定する医療機関など、いわゆる健康保険等を取り扱っている医療機関は、「公害健康被害の補償等に関する法律」により原則として全て公害医療機関となります。

2 請求方法について

認定疾病の医療費については専用の「公害診療報酬明細書」に記載し、「公害診療報酬請求書」を添付のうえ、診療月の翌月10日（必着）までにご請求ください。

なお、やむを得ない理由で請求が遅れる場合は、診療のあった月の翌月の1日から3年を経過する日まで請求することができます（令和2年4月分以降は、診療のあった月の翌月の1日から5年を経過する日まで請求することが可能です）。

認定疾病に関する医療費については全額（10割分）を新宿区がお支払しますが、公害医療手帳に記載のない疾病の医療費についてはお支払できませんので、公害請求とは別に一般の健康保険等にご請求をお願いします。なお、健康保険等へ請求する分の患者自己負担金は、患者本人の負担となります。

* 請求書の記載について

* 「令和 年 月分」欄には、診療年月を記載してください。

* 「請求額」の件数欄には、添付する公害診療報酬明細書の枚数を記載し、金額欄には合計金額を記載してください。

* 「都道府県番号」欄には、それぞれの都道府県に定められた2桁の番号を記載してください。

例 東京都 = 13

* 「医療機関コード」欄はそれぞれの医療機関について定められた7桁の医療機関番号を記載してください。診療報酬の支払いは、医療機関番号に基づいて行いますので必ず記載してください。記載が無い場合は支払いができない場合があります。

* 「公害医療機関の所在地及び名称」欄及び「開設者の氏名または名称」欄には、保険医療機関指定申請の際に届け出た所在地、名称及び開設者の氏名または名称を記載してください（押印不要）。

3 支払いについて

ご請求いただいた医療費の支払いについては、公害診療報酬審査会の審査を経て、請求のあった月の月末に支払手続きをとります。届出口座への入金、翌月初めとなります。ただし、毎月10日の締め切りを過ぎて提出された請求については、翌月処理となりますのでご了承ください。

支払金の内訳については、「診療報酬決定通知書」を郵送しますのでご確認ください。

なお、納入告知書等を使用する医療機関については「診療報酬決定通知書」に基づき納入告知書等を作成し、当区あてにお送りください。

4 公害診療報酬の額の算定方法について

公害診療報酬は、「公害疾患特掲診療費（別紙参照）」及び「医科診療報酬点数表（以下、「医科点数表」という）」により算定します。

「公害疾患特掲診療費」及び「薬剤料、特定保険医療材料及び放射線粒子、酸素その他の材料」については1点10円、それ以外については入院の場合は1点12円、外来の場合は1点15円で算定します。

また、以下の点にご留意ください。

- ・ 「後期高齢者医療制度」における診療報酬は、公害保健に係る診療報酬としては算定できない取扱いとなります。
- ・ 認定疾病に適応のない薬剤等の請求があった場合、レセプトの内容を総合的に判断しますが、「薬価基準」に基づき査定の対象となることがあります。
（このような場合は、できるだけ症状の詳細、医師のコメントを付してください。）

レセプトの記入方法については、別紙「レセプトの記載方法について」をご覧ください。

なお、医科点数表により算定する診療報酬については、医科点数表の通則及び厚生労働省疑義解釈通知等の例により算定ください。

5 院外処方を行う場合

院外処方により処方箋を交付する場合は、「認定疾病の治療に係る薬剤」と「その他の疾病に係る薬剤」とは処方箋を分けて交付されるようお願いします。

6 他法との関係

公害健康被害の補償は、各健康保険法、生活保護法、高齢者の医療に関する法律、その他医療費助成のすべてに優先します。

公害診療報酬の要点及び点数

1 公害特掲診療費

第1 診察料

(1) 公害疾患相談料

280円(28点)

- 注1 初診料（健康保険法規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号A000初診料をいう。（以下同じ。）を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。
- 2 入院中の患者にかかる公害疾患相談料は算定しない。
- 3 公害疾患相談料は、同一月に2回を限度として算定する。

(2) 公害外来療養指導料

5,100円(510点)

- 注1 公害外来療養指導料は、指定疾病（公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ）に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導（温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。）を行った場合に算定する。
- 2 削除

公害疾患相談料について

患者またはその看護に当たっている者等から電話によって治療上の意見を求められて指示した場合には再診料が算定できるが、この場合に指定疾病に関して相談を受けたときには公害疾患相談料も併せて算定できる。

指定疾病のため同一病院の複数科を受診した場合、診療科ごとに公害疾患相談が行われていれば、診療科ごとに算定できる。

同一日に再診があってもその都度公害疾患相談料は算定できる。

公害外来療養指導料について

公害外来療養指導料は、指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行った場合に算定するものであり、再診が電話により行われた場合にあっては、算定できない。

指定疾病以外の疾病を主とする入院中は公害入院療養指導料が算定されないため、退院の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定できる。

公健法の療養の給付と健保法等の療養の給付等を同時に受けている場合の特定疾患療養管理料は、同時には算定できない。特定疾患療養管理料は主たる疾病の特定疾患療養管理料としてどちらか一方のみ算定する。なお、特定疾患療養管理料を算定した場合は、公害外来療養指導料は算定できない。

- 3 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合は、所定の額に

710円(71点)を加算する。

- 4 初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から 1 月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定しない。

- 5 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から 1 月以内に指示若しくは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。

- 6 第 3 章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし、注 3 の規定について、次に掲げる指導料等を公害外来指導料とみなす。

医科点数表の区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料

医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料 4 . 小児特定疾患カウンセリング料

医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理用 5 . 小児療養指導料

医科点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学管理料

医科点数表の第 2 章第 2 部第 2 節在宅療養指導管理料

- 7 同一月に 2 以上の指示又は指導を行った場合においても公害療養指導料は、1 回として算定する。

特手疾患処方管理加算は、月一回に限り、公害外来療養指導料と併せて算定ができる。

ネブライザー加算について

ネブライザー加算は、月 1 回に限り算定することができる。

ネブライザー加算は、患者に対してネブライザー又は超音波ネブライザーを貸与し、療養上必要な指導等を行った場合に加算できる。

ネブライザー加算の額には、ネブライザーのマウスピース等が破損した場合における当該部品の交換等に係る費用も含まれる。

特定疾患療養管理料等を公害外来療養指導料とみなす場合のネブライザー加算の取扱いについて

特定疾患療養管理料等を算定している場合であっても、ネブライザー加算を加算することができる。

第 2 入院料

(1) 公害入院療養相談料

病院に収容されている患者の場合

(1 日につき)

ア 入院の日から起算して 3 月以内の期間

750 円 (75 点)

イ 入院の日から起算して 3 月を超えた期間

1,250 円 (125 点)

収容施設を有する診療所に収容されている患者の場合 (1 日につき)

750 円 (75 点)

注 公害入院療養指導料は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導 (在宅酸素療養、喀痰排出訓練指導療養、ぜん息体操療養若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。) を行った場合に算定する。

(2) 清浄空気室管理料

580 円 (58 点)

注 別に環境庁長官の定める施設基準に適合していると都道府県知事又は公害健康被害補償等に関する法律第 4 条第 3 項の政令で定める市の長が認めた清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。

公害入院療養指導料について

公害入院療養指導料は、指定疾病が主病である入院の場合のみ算定可能であり、指定疾病以外の疾病を主とする入院中は算定できない。

公害入院療養指導料の入院の日及び入院の期間は、入院時医学管理料と同様に取り扱う。

公害入院療養指導料は外泊期間中は入院時医学管理料と同様算定できない。

退院日について、公害入院療養指導料と退院指導料は入院時医学管理料と同様算定できない。

退院時に在宅酸素療法指導管理料を算定した場合にあっては、退院の日の公害入院療養指導料は入院時医学管理料と同様算定できない。

清浄空気室管理料について

清浄空気室管理料については環境庁長官が定める施設基準 (昭和 50 年 5 月 27 日環保業第 62 号環境保健部長通知) に基づいて県知事等により承認された施設についてのみ算定できるものである。ポータブルの空気清浄機を病室に設置するのみでは、同基準をみたしていないので、清浄空気室管理料を算定することはできない。

他の県知事等により施設承認を受けている医療機関についても清浄空気室管理料を算定して差し支えない。なおこの場合、施設承認を行った県知事等に、承認の事実を確認されたい。

2 入院中の食事に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に 1 . 2 を乗じて行うものとする。	
--	--

3 その他の診療報酬

第 2 章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定した点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める 1 点当たりの単価を乗じて行うものとする。ただし、健康保険の算定方法第五号の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。 (1) 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射線粒子、酸素その他の材料の費用 10円 (2) その他 公害医療機関の診療報酬の請求に関する総理府令（昭和 4 9 年総理府令第 6 4 号）様式第二号（一）により請求する診療費 12円 同府令様式第二号（二）により請求する診療費 15円	様式第二号（一）により請求する診療費 入院の場合 様式第二号（二）により請求する診療費 入院外の場合
--	--